

令和7年4月1日

各位

学校法人東京女子医科大学

理事長 清水 治

新学長選任のお知らせ

この度、学校法人東京女子医科大学では、学長の3月末の任期満了に伴い、学長選考委員会における慎重な審議を踏まえ、令和7年3月31日に開催された理事会において、三谷昌平（みたにしょうへい）氏を新たな学長に選任いたしましたので、ここにお知らせいたします。就任日は4月1日となります。

今回の任命は、体制刷新後、新たな学校年度が始まるのを見据えて行われたものであります。三谷昌平新学長は、本学在任中、教務委員長、教育委員長、科目責任者を歴任されるとともに、医療系大学間共用試験実施評価機構の理事等を務めるなど、学内外において教学面で多くの実績を有し、また、遺伝子機能解析において顕著な研究業績があります。令和6年3月に退職されるまで、顕在化した本学の構造的な課題への理解が深く、建学の精神と大学の理念に基づいた改革の構想と実行が期待されています。

今後も、当大学は新学長のもと、教育の質向上に取り組み、社会に貢献する優秀な人材の育成に努めてまいります。引き続き皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

東京女子医科大学広報室 阿部

T E L : 03-3353-8112

内線 30161

三谷 昌平 (みたに・しょうへい)

1958年10月24日生 (満66歳)



■略歴

1984年3月 東京大学医学部医学科卒業

1984年4月 東京大学大学院医学研究科入学

1988年3月 東京大学大学院医学系研究科修了

1987年4月～1988年4月 日本学術振興会特別研究員

1988年5月～1991年3月 東京大学医学部助手

1989年2月～1991年1月 日本学術振興会海外特別研究員 (米国コロンビア大)

1991年4月 東京女子医科大学講師

1997年6月 東京女子医科大学助教授

2007年4月～2024年3月

東京女子医科大学教授 (第二生理学講座、分子細胞生理学講座)

2010年4月 東京女子医科大学統合医科学研究所所長 (兼任)

2019年6月～2021年6月

東京女子医科大学統合教育学修センター長 (兼任)

2020年6月 医療系大学間共用試験実施評価機構理事 (非常勤)

2024年4月 日本歯科大学生命歯学部生理学講座客員教授【現任】

2024年9月 東京女子医科大学名誉教授【現任】

■学位

医学博士 (東京大学大学院医学系研究科)

■専門分野

分子細胞生理学

■自身の研究テーマ

線虫での網羅的遺伝子機能解析とそのヒト相同遺伝子の機能解析

2025年3月30日

各位

学長候補者の選考報告について

学長候補者選考委員会
委員長 橋本 周司

学長選任内規第3条第1項に基づき、学長候補者選考委員会（以下、選考委員会）を立ち上げ、慎重に審議した結果等について、以下の通りご報告いたします。

1. 学長候補者

三谷 昌平 氏

（東京女子医科大学名誉教授、日本歯科大学生命歯学部生理学講座客員教授）

※略歴等は別添1参照

2. 審議の経緯

（1）2025年3月13日（木）第1回 学長候補者選考委員会

○選考の基礎となる学長候補者の要件（後記参照）を確定。

（2）2025年3月17日（月）第2回 学長候補者選考委員会

○複数名の学長候補者が挙がり、期待出来る運営方針・目標設定・意欲等を推薦者が学長候補者に聴取の上、次回に提示し絞り込むことになった。

（3）2025年3月24日（月）第3回 学長候補者選考委員会

○推薦者から提示された内容に基づき、2名の学長候補者にプレゼンテーションを行っていただくことになった。

（4）2025年3月30日（日）第4回 学長候補者選考委員会

○学長候補者2名によるプレゼンテーションを行い審議した結果、選考委員の過半数以上の賛成で「三谷 昌平」氏を、学長候補者として選出。

3. 選考理由

- ・本学在任中、CBT、MDプログラム等の導入当初から深く関わり、教務委員長、教育委員長、科目責任者を歴任されるとともに、医療系大学間共用試験実施評価機構の委員および理事を務めるなど、学内外において教学面で多くの実績を有すること。
- ・遺伝子機能解析において顕著な研究業績があるばかりでなく、本学が中核研究機関である文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトの研究代表者として長年にわたりこの分野を牽引してきたこと。
- ・2023年度まで本学に在職していたため、前体制において顕在化した本学の構造的な課題への理解が深く、高い倫理観と公明正大な姿勢を持って、建学の精神と大学の理念に基づいた改革の構想と実行が期待出来ること。

- ・学生の学習意欲を高め、共用試験、国家試験の成績向上を目指すことを掲げると共に、本学の社会的評価向上、それによる研修医の獲得および看護師など医療従事者にとり魅力ある職場をめざす強い意欲とそれらを実行できる力を持っていること。

以上のことから、学長候補者の要件を満たし、学長にふさわしいと判断し、「三谷 昌平」氏を選考しました。

以上

【学長候補者要件】

- ① 建学の精神「医学の蘊奥（うんおう）を究め兼ねて人格を陶冶し社会に貢献する女性医人を育成する」、大学の理念「至誠と愛」（きわめて誠実であることと慈しむ心）を重んじ、これに基づいた医療人を育成する事を使命とし、これに努めること。
- ② 過去の反省にたつて、大学再生のために大学の喫緊の課題に向き合い、未来をむけて再生計画を立案し、実行できる人。
- ③ 高い倫理観と公明正大で高潔な人。
- ④ 他者の意見に耳を傾け、ともに問題を解決できる人。
- ⑤ 大学におけるガバナンス構築の重要性を十分に理解し大学改革にむけて邁進できる人。

（付帯要件）

- ・喫緊課題への対処等をはじめとして、学長業務を補佐する担当役職者（副学長等）を置くこと。
- ・医学または看護学の領域を専門としていること。
- ・教育と研究に高い実績を持ち、両学部を統括し、本学の教育・研究の方向性を示して、対外的なアピールが出来ること。
- ・学費の減額に取り組むこと。
- ・本学が抱える構造的な課題（教授秘書、医局秘書が教務的な実務を担っていること等）を理解し、学生にとっても資する形で解決出来ること。
- ・医学部、看護学部だけでなく病院を含めた大学全体を立て直すという情熱、行動力を持ち人格面で優れていること。
- ・教育と研究、医療環境を整えて良い医療人を育成すること。
- ・卒前卒後の生涯教育・研究を推進すること。

※学長要件には含めないが、学長の職務を遂行する上で必要な対応を付帯要件としました。

【添付資料】

- 別添1：学長候補者略歴
- 別添2：学長候補者選考委員会委員一覧
- 別添3：学長選任内規

学長候補者：三谷 昌平 氏（満66歳）

■略歴

1984年3月 東京大学医学部医学科卒業
1984年4月 東京大学大学院医学研究科入学
1988年3月 東京大学大学院医学系研究科修了
1987年4月～1988年4月 日本学術振興会特別研究員
1988年5月～1991年3月 東京大学医学部助手
1989年2月～1991年1月 日本学術振興会海外特別研究員（米国コロンビア大）
1991年4月 東京女子医科大学講師
1997年6月 東京女子医科大学助教授
2007年4月～2024年3月
東京女子医科大学教授（第二生理学講座、分子細胞生理学講座）
2010年4月 東京女子医科大学統合医科学研究所所長（兼任）
2019年6月～2021年6月
東京女子医科大学統合教育学修センター長（兼任）
2020年6月 医療系大学間共用試験実施評価機構理事（非常勤）
2024年4月 日本歯科大学生命歯学部生理学講座客員教授
2024年9月 東京女子医科大学名誉教授

■学位

医学博士（東京大学大学院医学系研究科）

■専門分野

分子細胞生理学

■自身の研究テーマ

線虫での網羅的遺伝子機能解析とそのヒト相同遺伝子の機能解析

以上

【別添2】

学長候補者選考委員会委員一覧

※敬称略

氏名	現職	選出区分
橋本 周司 (選考委員長)	エジプト日本科学技術大学副学長 本学理事	第3条第3項第1号 理事会で選出された理事
多賀谷 悦子 (選考副委員長)	呼吸器内科学分野教授・基幹分野長 本学理事	〃
新浪 博	心臓血管外科学分野教授・基幹分野長 本学理事	〃
出口 香緒利	本院看護副部長	第3条第3項第2号 理事会で選出された教職員
塩川 満	本院薬剤部長	〃
山口 淳一	循環器内科学分野教授・基幹分野長	第3条第3項第3号 医学部教授会が投票で選出した委員
坂井 修二	画像診断・核医学科教授・基幹分野長	〃
南家 由紀	臨床医学系内科学教授	第3条第3項第4号 看護学部教授会が投票で選出した委員
川真田 美和子	本学卒業生	第3条第3項第5号 理事会が選出する学外の有識者
萩原 誠久	本学教授 OB	〃
松藤 千弥	東京慈恵会医科大学学長	〃
松谷 治	学務部長	第3条第3項第6号 学務部長

学長選任内規

(平成22年11月9日)

改正 平成26年11月26日内規第1411号の9
平成27年3月17日内規第1503号の13
平成27年12月16日内規第1512号の5
平成30年7月25日内規第1807号の24
平成31年2月27日内規第1902号の9
令和4年9月20日内規第2209号の2
令和6年9月20日内規第2409号の9
令和7年2月26日内規第2502号の6

(趣旨)

第1条 本内規は、東京女子医科大学（以下「本学」という。）の学長の選任および解任に関する手続きその他必要な事項について定める。

(任期)

第2条 学長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、学長が任期の途中で退任した場合に新たに選任された学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会)

第3条 学長候補者を選出するため、選考委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会は、任期満了により学長が欠員となる場合には原則として任期が満了する日の3ヶ月前までに、その他の事由により学長が欠員となった場合には直ちに構成されるものとし、新たな学長の任命をもって直ちに解散する。また、理事会は必要と認めた場合には委員会を構成できるものとする。

3 委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 理事会で選出された理事（理事長を除く） 3名（うち1名以上は学外理事とする。）

(2) 理事会で選出された教職員 2名（看護職（管理職以上）の者から1名、医療技術職（管理職以上）の者から1名とする。）

(3) 医学部教授会が投票で選出した委員（ただし、現任の理事は第3号の委員となることができない。） 2名

(4) 看護学部教授会が投票で選出した委員（ただし、現任の理事は第4号の委員となることができない。） 1名

(5) 理事会が選出する学外の有識者 3名

(6) 学務部長

4 監事（常勤・非常勤を問わない）は、オブザーバーとして選考委員会に出席をし、意見を述べることができる。

5 第3項の委員選出は、以下の各号に掲げる事項を遵守して行うものとする。

(1) 選考委員会は、ジェンダーバランスに考慮して構成する。

(2) 現任の学長は、委員になることができない。

6 委員長は、委員の互選により選任される。

7 委員長は副委員長を指名することができる。

8 副委員長は委員長を補佐し、委員長が学長候補者として審議の対象となった場合、または委員長に不都合のある場合はその職務を代行する。

9 委員会は、委員会の委員が推薦した候補者の中から学長候補者1名を選出する。

10 前項の選考過程において委員が学長候補者として審議の対象となった場合等やむを得ない事由により委員を交代する場合には、当該委員の選出区分から新たな委員を選ぶものとする。この場合において、第3項第3号及び第4号から選出された委員については、委員選出投票の結果が次点であった者を新たな委員に選ぶとともに、第3項第1号、第2号及び第5号から選出された委員については、理事会が新たに選出するものとする。

11 委員長が必要と認めた場合、委員会は、委員長が適当と認める学外の有識者に、意見を求めることができる。

12 委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数の出席をもって、会議を開き、議決をする。

この場合において、委任状の提出があったときは、出席とみなす。

13 委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

14 前項の議決においては、白紙投票は無効票として扱い、議決権から除外するものとする。

15 何らかの事由により学長選任手続が完了しない場合は、改めて委員会を構成する。ただし、再任を妨げない。

16 委員会の事務局は、総務部秘書室とする。

(選任)

第4条 理事会は、理事総数の過半数が出席した理事会において、当該学長候補者の選任について審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。

2 理事会は、委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

3 理事長は、理事会の承認を得た学長候補者を、学長に任命する。

(公表)

第5条 理事長は、学長の選任にあたり、選考結果、選考過程および選考理由を公表しなければならない。

(所信表明)

第6条 前条にもとづき学長が任命された後、学長は所信表明を行う。

2 所信表明には、本法人役員および評議員、本学教職員および本学学生等が参加できるものとする。

(評価)

第7条 学長は任期満了時に評価を受けるため、任期中の実績をとりまとめ、実績報告書の提出をもって、理事長に報告する。なお、実績報告書の提出時期は、作成指示における締切によるものとする。

2 理事長は、報告内容を検討する際、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

3 理事長は、実績報告書にコメントを付して理事会に報告する。

4 理事会は、理事長によるコメントと併せて評価を行う。

5 前項により評価を受けた学長が、引き続き次期学長候補者となった場合、理事会は、前項による評価の結果を次期学長の選考委員会に意見として提示する。

(解任)

第8条 学長について、その任期の途中であっても、評議員会の評議員総数の過半数または理事会の理事総数の過半数が、その職責を全うするに相応しくないと判断し、その意見が理事長に上申された場合、理事長は理事会において学長の解任について審議しなければならない。また、理事長自らが学長の職責を全うするに相応しくないと判断した場合も、理事会において審議することができる。

2 理事長は、理事会における理事総数の3分の2以上の賛成および評議員会における評議員総数の3分の2以上の賛成をもって、学長を解任する。

3 解任された学長は、解任の時から理事の地位を失う。

(学長代行および新たに任命される学長の任期)

第9条 学長が欠員となった場合、新たに学長が任命されるまでの間、学長の職務を代行する者として学長代行をおく。

2 理事長は、理事会の意見を聴いた上で、理事または教授から学長代行を任命する。

3 学長代行の任期は、新たに学長が任命されるまでとする。

4 学長代行は、その職務を円滑に遂行するために、副学長を2名以内、学長補佐を2名以内指名することができる。

5 副学長および学長補佐の職務を行う者の任期は、学長代行の任期終了をもって終了する。

6 学長代行をおいた後、新たに任命される学長の任期は、第2条の規定にかかわらず、前任の学長の任期の残任期間または学長の所定の任期から学長代行者の任期を減じたものとする。

(改廃)

第10条 本内規の改廃は、決裁規程に基づき、理事会運営会議または理事会の承認を得るものとする。

附 則(平成27年12月16日内規第1512号の5)

本内規は、平成27年12月16日から施行する。

附 則(平成30年7月25日内規第1807号の24)

本内規は、平成30年7月25日から施行する。

附 則(平成31年2月27日内規第1902号の9)

本内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月20日内規第2209号の2)
本内規は、令和4年9月20日から施行する。

附 則(令和6年9月20日内規第2409号の9)

- 1 本内規は、令和6年9月20日から施行する。
- 2 本内規は、令和6年9月20日に施行された「新生東京女子医科大学のための暫定学長選任内規」が効力を失う令和6年12月31日までは、効力を失う。

附 則(令和7年2月26日内規第2502号の6)
本内規は、令和7年2月26日から施行する。